



山形県公報

平成26年3月31日(月)

号 外 (7)

目 次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 4

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第70号) (税政課)

1 県民税

- (1) マンション敷地売却組合に係る県民税の法人税割の課税については、公益法人等を含めて取り扱うこととした。(第29条第5項関係)
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成30年度まで延長することとした。(附則第6条第1項関係)
- (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置の期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成29年度まで延長することとした。(附則第10条の2第1項及び第2項関係)

2 不動産取得税

- (1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(改正後の第80条の2関係)
- (2) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理機構が取得する土地を加えることとした。(第80条の6関係)
- (3) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8第1項及び第2項並びに附則第13条の9第1項関係)
 - イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置
 - ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
 - ハ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

3 自動車取得税

- (1) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2とすることとした。(附則第15条の2の2第1項関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じ

て得た率とする特例措置について、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じる割合を100分の20とすることとした。（附則第15条の2の2第2項関係）

- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じる割合を100分の40とすることとした。（附則第15条の2の2第3項関係）
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合における非課税措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の4関係）
- (5) 自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときに当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第25条第1項関係）

4 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第15条の3関係）

イ 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (イ) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び平成21年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね100分の75を軽減すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(イ)の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

ロ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス、被けん引自動車及びキャンピングカー（原動機を用いないものに限る。）を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成27年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）、トラック、きゅう 霊柩車、ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるものその他これらに類するものについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

- (イ) ガソリン自動車又はLPG自動車であって平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (ロ) 軽油自動車その他の(イ)に掲げる自動車以外の自動車であって平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (2) 3の(5)により自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務が免除される場合において、次に掲げる期間に取得した他の自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する特例措置を講ずることとした。（附則第26条第1項関係）
- イ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分
 - ロ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分
 - ハ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

5 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。（第145条関係）

- 6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第70号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「、地方自治法」を「及びマンション敷地売却組合、地方自治法」に改める。

第70条の2第3項中「供する」を「供する耐震基準適合既存住宅（」に、「第37条の18」を「第37条の18第1項」に、「第77条第2項」を「第80条の2第1項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準（第80条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令第37条の18第3項に規定するものをいう。第77条第2項及び第80条の2第1項」に改める。

第77条第2項中「既存住宅等（既存住宅）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第80条の4及び第80条の5を削り、第80条の3を第80条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

第80条の5 削除

第80条の2第3項中「前2条」を「第79条及び第80条」に改め、同条を第80条の3とし、第80条の次に次の1条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第80条の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

3 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第74条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1) 取得者の住所及び氏名

(2) 住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積

(3) 固定資産課税台帳に登録された価格

(4) 住宅の取得年月日及び取得原因

(5) 耐震改修に係る工事の発注者、種類及び完了の予定年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 4 第78条第3項及び第79条の規定は、第2項の規定による徴収猶予について準用する。
- 5 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。
- 6 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積
- (3) 固定資産課税台帳に登録された価格
- (4) 住宅の取得年月日及び取得原因
- (5) 耐震改修に係る工事の発注者、種類及び完了の年月日
- (6) 還付を受くべき金額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 7 第68条第10項の規定は、第5項の規定による還付をする場合について準用する。

第80条の6の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第8条第1項又は第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項）に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第2項中「第80条の3第2項」を「第80条の4第2項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「農地売買等事業」を「農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業」に改める。

第80条の7第2項中「第80条の3第2項」を「第80条の4第2項」に改める。

第145条中「第20条」を「第20条又は第42条」に改める。

附則第6条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第9条第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第13条の8及び第13条の9第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第14条第2項中「第80条の2第1項」を「第80条の2第1項、第80条の3第1項」に改める。

附則第14条の4第3項及び第14条の5中「第80条の2第1項」を「第80条の3第1項」に改める。

附則第15条第1項中「第17項第2号、第19項若しくは第22項第1号」を「第18項第2号、第20項若しくは第23項第1号」に、「第70条の4第29項若しくは第30項」を「第70条の4第30項若しくは第31項」に改める。

附則第15条の2の2第1項中「自家用」を「営業用」に、「同じ。）で」を「同じ。）（」に、「）以外のもの」を「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「に4分の1」を「に100分の20」に改め、同項第1号イ（ハ）中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改め、同条第3項中「に2分の1」を「に100分の40」に改める。

附則第15条の2の2の4中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第15条の3第1項中「次項及び第3項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタ

ノール自動車（専らメタノール」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）混合メタノール自動車（メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）及びガソリン」に、「次項に」を「次項及び第3項第3号に」に改め、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,600	円 33,900
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700	39,600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900	45,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800	51,700
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000	58,600
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500	66,700
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500	76,400
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100	87,900
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200	101,200
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800	127,600
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	7,100	8,800
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900	12,600
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200	17,600
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500	22,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300	28,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200	33,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000	38,500

		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400	44,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に4,100円を加算した額	最大積載量に応じた年額に5,700円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に5,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に6,900円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に6,900円を加算した額	最大積載量に応じた年額に8,800円を加算した額
3 バス	(1) 学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いているもの	乗車定員が30人以下のもの		13,200
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの		15,900
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの		19,200
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの		22,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの		24,700
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの		28,000
		乗車定員が80人を超えるもの		31,900

	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	29,100	36,300
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200	45,100
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800	53,900
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400	62,700
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500	72,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700	81,400
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400	91,300
4 三輪の小型自動車			5,100	6,900
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		8,200	11,200
	普通自動車に属するもの		16,600	22,600
6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	13,800	15,700
		小型自動車に属するもの	6,300	7,100
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	13,300	16,500
		小型自動車に属するもの	6,000	7,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	29,200	
		小型自動車に属するもの	20,900	
		総排気量が1リットル以下のもの		27,100
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		31,700
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		36,300
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		41,400	

		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		46,900
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		53,300
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		61,100
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		70,300
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		80,900
		総排気量が6リットルを超えるもの		102,100
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	9,900	12,600
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	20,300	28,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	32,400	44,500
		車両重量が15トンを超えるもの	42,900	58,300
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額		

附則第15条の3第2項を次のように改める。

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）、被けん引自動車及びキャンピングカー（原動機を用いないものに限る。）を除く。）に対して課する平成26年度分の自動車税の税率については、第136条及び前項の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,200	円 32,400
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,300	37,900
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,400	43,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,100	49,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	17,200	56,100
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	19,600	63,800
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	22,500	73,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	25,900	84,100
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	29,900	96,800
	総排気量が6リットルを超えるもの	44,700	122,100
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	7,100	8,800
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900	12,600
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200	17,600
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500	22,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300	28,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200	33,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000	38,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400	44,500

	最大積載量が8トンを超えるもの		32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に4,100円を加算した額	最大積載量に応じた年額に5,700円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に5,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に6,900円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に6,900円を加算した額	最大積載量に応じた年額に8,800円を加算した額
3 バス	(1) 学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの	乗車定員が30人以下のもの		13,200
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの		15,900
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの		19,200
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの		22,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの		24,700
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの		28,000
		乗車定員が80人を超えるもの		31,900
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	29,100	36,300
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200	45,100

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800	53,900
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400	62,700
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500	72,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700	81,400
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400	91,300
4 三輪の小型自動車			4,900	6,600
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		8,200	11,200
	普通自動車に属するもの		16,600	22,600
6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	13,800	15,700
		小型自動車に属するもの	6,300	7,100
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	13,300	16,500
		小型自動車に属するもの	6,000	7,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	27,900	
		小型自動車に属するもの	20,000	
		総排気量が1リットル以下のもの		25,900
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		30,300
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		34,700
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		39,600
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		44,800		

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		51,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		58,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		67,300
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		77,400
		総排気量が6リットルを超えるもの		97,600
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	9,900	12,600
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	20,300	28,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	32,400	44,500
		車両重量が15トンを超えるもの	42,900	58,300
	その他のもの		自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額	

附則第15条の3第3項中「前項の表」を「第136条の規定にかかわらず、次の表」に改め、同項第2号中「車両総重量」を「同法第40条第3号に規定する車両総重量」に、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に、「この号」を「この号及び第5項第2号」に、「同条第10項」を「同条第2項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。）

附則第15条の3第3項第4号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次項及び第5項」を「以下この条」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定

める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「施行規則附則第5条の2第11項」を「同条第6項」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000	17,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000	20,500

	最大積載量が8トンを超えるもの		15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,800円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,600円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に2,300円を加算した額	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に4,000円を加算した額
3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの	乗車定員が30人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500	7,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000	9,000
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000	10,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500	11,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	13,000
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	14,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
4 三輪の小型自動車			2,500	3,000
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		4,000	5,500
	普通自動車に属するもの		8,000	10,500
6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	13,000	
		小型自動車に属するもの	9,500	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		18,000
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		20,500		

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			23,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			31,000
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			35,500
		総排気量が6リットルを超えるもの			44,500
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	4,500	6,000	
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	9,500	13,000	
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	15,000	20,500	
		車両重量が15トンを超えるもの	19,500	26,500	
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額			

附則第15条の3第4項中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同条第5項中「前項の」を「第4項の」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第12項」に、「を算定する」を「（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「」に、「施行規則附則第5条の2第11項」を「同条第6項」に、「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第11項」を「同条第14項の規定により読み替えて適用される同条第6項」に、「前項中」を「第4項中」に改め、「第2項第4号に規定する」を削り、「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第12項」を「附則第5条の2第14項の規定により読み替えて適用される同条第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	28,000

2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの		2,000	2,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの		2,500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの		3,000	4,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		4,000	5,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの		5,000	6,500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの		5,500	7,500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの		6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの		7,500	10,500
	最大積載量が8トンを超えるもの		7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,300円を加算した額
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額	
総排気量が1.5リットルを超えるもの		最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,000円を加算した額	

3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び自家用のもののうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童等の通学の用に用いるもの	乗車定員が30人以下のもの	3,000	3,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	4,000
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	4,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	5,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	6,500
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	7,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
4 三輪の小型自動車		1,500	1,500	
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの	2,000	3,000	
	普通自動車に属するもの	4,000	5,500	
6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000

(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの		6,500	
	小型自動車に属するもの		5,000	
	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの			6,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			7,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			8,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの			9,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの			10,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			12,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			13,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			15,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			18,000
	総排気量が6リットルを超えるもの			22,500
	(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	2,500
車両重量が5トンを超え10トン以下のもの			5,000	6,500
車両重量が10トンを超え15トン以下のもの			7,500	10,500
車両重量が15トンを超えるもの			10,000	13,500

		その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額
--	--	--------	---

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成28年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、第3項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

附則第20条第1項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附則第25条第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第26条第1項中「同項」を「法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された前条第1項」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条第5項の改正規定は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第80条の6の規定は、施行日以後の同条第1項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）第80条の6の規定は、同条第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この条において「旧農地保有合理化法人」という。）が同法附則第3条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により施行令第39条の5」とあるのは「に限る。」の実施により地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される施行令第39条の5」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「当該農地保有合理化法人等」とあるのは「当該旧農

地保有合理化法人」と、同条第2項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

平成26年 3月31日印刷
平成26年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056